

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長

松井 一 寛

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	いでした定期巡回サービス	広島市安佐北区口田三丁目30番13号	令和7年8月31日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	いでした夜間訪問介護サービス	広島市安佐北区口田三丁目30番13号	令和7年8月31日	夜間対応型訪問介護
株式会社L. S. I.	デイサービス虹いろ	広島市中区吉島新町一丁目4番1号	令和7年8月31日	地域密着型通所介護
株式会社いおり	宅老所庵	広島市西区古江西町5番42号	令和7年8月31日	地域密着型通所介護